

積丹町エネルギー価格等高騰対策支援事業

エネルギー価格等の高騰により影響を受けている事業者の経営を支援するため、

エネルギー価格等高騰対策支援金

を助成します

□ 申請期間は、令和5年8月1日から令和6年1月31日迄です。

1 支援金の対象事業者 いずれにも該当すること。

(1) 町内で事業活動をしている個人又は法人で、次のいずれかに該当する事業者

- ① 商工会員又は観光協会会員である者で事業収入を有する事業者
- ② 町内に店舗又は事業所を有する町民で事業収入を有する事業者
- ③ 町内に店舗又は事業所を有する法人で事業収入を有する事業者

※ ②及び③は、漁協及び農協の組合員を除きます。

(2) 支援金受領後も事業活動を継続する意欲があること。

(3) 町民税の申告義務がある者で町税を滞納していない者であること。

(町税務課と分割納付等の協議により猶予中の者を含みます。)

※ 本支援金は農林水産課が実施する農業エネルギー価格等高騰対策支援金及び漁業エネルギー価格等高騰対策支援金との重複受給はできませんので、ご留意願います。

2 支援金の額

	助成条件	助成額
①	直近1期分（直近1年間）の年間光熱水費の金額が <u>100万円以上</u> である事業者	年間光熱水費の金額 × 定率4%
②	直近1期分（直近1年間）の年間光熱費の金額が <u>100万円未満</u> である事業者	定額4万円

※1 年間光熱水費の金額は、本町に在する事業所及び店舗等に係る合計額です。

※2 ①の助成額は100円未満を切捨て助成します。また、20万円が助成の上限額となります。

※3 申請時点で事業期間が1年に満たない場合は、役場商工観光課へご相談ください。

3 申請に必要な主な書類

(1) エネルギー価格等高騰対策支援金交付申請書・支援金交付請求書

裏面に続きます。

(2) 令和4年分の確定申告書の控え等（法人は直近の事業実績がわかる決算書類等）の写し

(3) 光熱水費等支出調書

※ 商工会の一般会員又は観光協会の会員で、直近1期分（直近1年間）の年間光熱水費が100万円未満である事業者の方が、加盟団体を経由して申請する場合は、(2)及び(3)の書類の添付を省略することができます。

□ 申請手続きの流れ

(1) 直近1期分（直近1年間）の年間光熱水費が100万円以上で、**㊤**年間光熱水費の金額×定率4%の支援金を申請する場合

- ① 交付申請書・交付請求書
- ② 確定申告書の控え等
- ③ 光熱水費等支出調書



役場へ申請

※ 確定申告書の控え等の写しに、光熱水費の項目及び金額の記載がある場合は、③の書類の添付を省略することができます。

(2) 直近1期分（直近1年間）の年間光熱水費が100万円未満で、**㊦**4万円の支援金を申請する場合

原則として、次のとおり申請してください。

（加盟する団体への提出が困難な場合は、直接、役場へ申請することができますが、この場合は、確定申告書の控え等及び光熱水費等支出調書の添付を省略することはできません。）

★ 商工会員又は観光協会会員

- ① 交付申請書・交付請求書



それぞれの加盟団体
（いずれか）に提出



役場へ
申請

★ 商工会員又は観光協会会員以外

- ① 交付申請書・交付請求書
- ② 確定申告書の控え等
- ③ 光熱水費等支出調書

※ 確定申告書の控え等の写しに、光熱水費の項目及び金額の記載がある場合は、③の書類の添付を省略することができます